

健健発 0325 第2号
健感発 0325 第10号
平成 31年3月 25日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策に係る手引き（第2版）について（協力依頼）

今般の風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「風しんの追加的対策に係る手引きについて（協力依頼）」（平成31年2月8日付け健健発0208第1号・健感発0208第2号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）により第1版を発出した「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き（第1版）」について、この度、別紙1のとおり改正をし、調整中であった記載事項の修正や付属資料の追加等を行いました。

つきましては、下記のとおり情報提供をさせていただきますので、風しんの追加的対策に係る集合契約が円滑に実施されるよう、本手引きについて関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について引き続き御協力をお願いします。

なお、医療機関・健診機関向けの手引きについても第2版を発出しており、厚生労働省ウェブサイトに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 代行機関との委託契約書例について（情報提供）

別紙2のとおり、都道府県と各都道府県の国民健康保険団体連合会の集合契約の請求・決済事務に関する委託契約書例をお示しします。なお、委託契約書例の内容については、予め国民健康保険中央会と内容調整済みであることを申し添えます。

2 風しんのQ&Aについて（情報提供）

「風しんの追加的対策Q&A(対象男性向け)」を作成し、厚生労働省ホームページに掲載しております。適宜、御活用ください。

- ・厚生労働省ウェブサイト「風しんの追加的対策専用ページ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-aku-kansenshou/rubella/index_00001.html

3 風しんの手引き（第2版）の主な改正点について（情報提供）

主な改正点は以下のとおりです。

（目次）

- ・付属資料の追加（案内文のテンプレート等）

（第3章）

- ・抗体検査及び予防接種の実施に関する集合契約イメージの図改訂（3-1-2）
→いずれのとりまとめ団体にも属していない実施機関に関して追記
- ・集合契約の締結に必要な注意点の追記（契約委任スキームの図追加）（3-4）
- ・風しんの抗体検査の価格表の一部追記（3-5-2）
→受診票の「検査番号」と対応
- ・個人情報保護に係る記載の修正（3-5-3）
- ・スケジュールの追記（3-5-4）

（第4章）

- ・抗体検査で使用するクーポン券及び受診票の扱いについて（4-1）
→クーポン券及び受診票の仕様について、既存物等の活用可能範囲を記載
→風しんの抗体検査の受診票の改訂（フォントの変更、裏面の追加）（4-1-3）
→クーポン券の発行時期と有効期限について、転出入への対応について追記（4-1-5）
- ・風しんの第5期の定期接種予診票の一部改訂（4-2-3）
- ・風しんの抗体検査の機会（場）において、本人用控えの扱いについて記載（4-3）
- ・抗体検査・予防接種各々の実施スキーム図を修正・追加（4-4及び4-5）
- ・集合契約における請求・決済の頻度について記載（4-6-2）
- ・対象者から見た実施方法について（4-7）
→風しんの抗体検査実施フローの一部文言修正
→特に風しんの予防接種を受けたことがある（接種記録あり）場合の希望者のみ抗体検査対象となる旨
- ・風しんの追加的対策の効果検証のための実績報告に関して、報告事項・様式・頻度を記載（5-3）

（別紙1）「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き（第2版）」

（別紙2）「代行機関との契約書の例」

2019年度風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約（例）

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に地方公共団体が実施する風しん抗体検査（以下「風しん抗体検査」という。）及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの定期の予防接種（以下「風しんの定期接種」という。）について、〇〇都道府県を本件契約のとりまとめ者とする別紙委託元一覧表に示す市町村（特別区を含み、以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（契約事項）

第1条 甲は、医療機関及び健診機関（以下「医療機関等」という。）に対して、甲が支払うべき風しん抗体検査及び風しんの定期接種（以下「風しん抗体検査等」という。）の費用の支払を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（医療機関等からの請求）

第2条 乙は、医療機関等から直接又はとりまとめ者を經由して風しん抗体検査の結果が判明した日の属する月の翌月以降の10日又は風しんの定期接種を実施した日の属する月の翌月以降の10日（ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日、また、風しん抗体検査の結果が判明した日の属する月及び風しんの定期接種を実施した日の属する月が2019年4月の場合は、2019年6月以降）までにそれぞれ提出された風しん抗体検査受診票又は風しんの定期接種予診票及び実績報告書（請求総括表）（以下「請求書等」という。）について、請求金額の確認（請求に関する記載内容に不備があった場合の医療機関等への返戻を含む。）を行った上で、甲に対する請求金額を集計する。

（委託事務手数料）

第3条 甲は、本契約に定める事務の手数料として、風しん抗体検査等1件につき金300円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

（市町村への請求）

第4条 乙は、甲に対し、第2条に規定する請求金額の集計後、原則として医療機関等から請求のあった日の属する月の翌月10日（ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日）までに、同条による確認の結果不備のなかった請求書等を添えて、当該風しん抗体検査費用又は風しんの定期接種費用（以下「抗体検査費用等」という。）及び前条に定める事務手数料を請求するものとする。

（医療機関等への支払）

第5条 乙から前条の規定による請求を受けた甲は、原則として医療機関等から乙に対する請求のあった日の属する月の翌月22日（以下「支払期限」という。）までに、当該

請求を受けた抗体検査費用等を乙に支払うものとし、乙は原則としてその支払を受けた日の属する月の末日までに、医療機関等に対しこれを支払うものとする。

(支払遅延損害金)

第6条 支払期限までに第4条の規定により請求した抗体検査費用等が甲から支払われないときは、乙は、当該抗体検査費用等を立て替えて医療機関等に支払うものとする。この場合、甲は、速やかにこの立替金及び支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて年5.0%の割合で計算した立替金利を乙に支払わなければならない。2 支払期限までに第3条に規定する事務手数料が甲から支払われない場合、甲は、速やかに当該事務手数料及び支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて年5.0%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(閲覧および説明)

第7条 甲は、この契約の実施に必要な限度において、乙の帳簿ほか関係書類を閲覧し、又は乙に対し説明若しくは報告を求めることができるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約による業務遂行に当たり知りえた個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第9条 この契約の当事者いずれか一方が、正当な理由なくこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行の見込みがなく事業の遂行に著しく支障を来たすおそれがあるときは、その当事者の相手方は本契約を解除することができるものとする。

(協議事項)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に規定されている事項で疑義が生じた事項については、甲乙協議して解決するものとする。

(委託期間)

第11条 この契約の有効期間は2019年4月1日から2020年3月31日までとする。

なお、この契約の有効期間終了1か月前までに甲又は乙から、何等の意思表示をしないときは、終期の翌日においてさらに1か年契約の更新をしたものとみなす。ただし、更新は2022年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、この契約は、乙が第5条に規定する医療機関等への支払を完了した日まで効力を有するものとする

この契約が成立したことを証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

2019年 月 日

甲 代理人

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会

理事長 〇〇 〇〇

別記

個人情報取扱注意事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写・複製の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に努めるものとする。

(資料等の返還等)

第7条 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第8条 乙は、この契約に違反する実態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

委任状

平成 年 月 日

【〇〇都道府県】知事 殿

【〇〇市区町村】長 印

予防接種法施行令（昭和23年政令第97号）附則第3項の規定による読替え後の同令第1条の3第1項の表風しんの項第3号の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性」に対して市町村（東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。）が実施する風しんの抗体検査及び予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第4項の定期の予防接種（以下「風しんの第5期の定期接種」という。）について、全国知事会を代理人とした市区町村と、日本医師会を代理人とした医療機関及び健診機関との委託契約における、費用の支払いに係る委託契約の締結についての下記の権限を貴殿に委任いたします。

記

- 風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種における費用の支払いに係る事務について、【〇〇都道府県】国民健康保険団体連合会との委託契約を締結すること

(連絡先)

担当部署：

担当者：

電話番号：

メールアドレス：